

昭和二十五年二月十日受領  
答 弁 第 二 四 号

(質問の 二四)

内閣衆質第一二号

昭和二十五年二月十日

内閣総理大臣 吉田 茂

衆議院議長 幣原喜重郎 殿

衆議院議員田中堯平君提出山口県宇部及び光両署における拷問に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員田中堯平君提出山口県宇部及び光両署における拷問に関する質問に対する答弁書

一 昭和二十四年十月二十八日山口地方検察庁徳山支部検事荒井健吉が強盗殺人事件の被疑者山田勝彌を取り調べた際、同被疑者が自白を翻し、警察における拷問の事実を申し立てたので、同検事は直ちに同事件の捜査をした司法警察職員及び相被疑者について詳細調査を遂げたが、人権じ、う、り、ん、の事実を認むべき証拠が得られなかつた。従つて法務府においては、目下のところ、この件に関し、別段の処置をとる考はない。

二 強盗殺人事件の被疑者が逮捕された旨の事実の報導をした記事と考えられるので、この点についても、別段の措置をとる考はない。

三 法務府においては、新憲法及び新刑事訴訟法の施行に伴い、捜査官に対し人権の擁護及び拷問の禁止の趣旨の徹底を図っている。近来拷問等の人権じ、う、り、んが一般に行われていることは聞知しない。右弁答する。